

工事請負者が仮設事務所等を農地・採草放牧地に設置する場合の農地法
第5条に基づく手続に関する事務取扱要領

(平成14年12月20日市長決裁)

(目的)

第1条 鹿沼市発注の建設工事において、農地・採草放牧地に賃借権等の権利を設定し、仮設現場事務所、資材置場等を設置する場合の農地法第5条に基づく手続を円滑かつ適正に執行するため、この要領を定める。

(土地使用貸借契約等の締結)

第2条 鹿沼市発注の建設工事請負業者は、仮設(現場事務所、資材置き場、工食用通路等)のために農地・採草放牧地(以下「農地等」という。)を借り受ける場合は、鹿沼市を借主とする契約書を取り交わさなければならない。

(1) 無償の場合 土地使用貸借契約書(様式第1号)

(2) 有償の場合 土地賃貸借契約書(様式第2号)

2 前項の契約書締結に要する費用並びに仮設の設置及び撤去に要する費用は、建設工事請負業者が、当該建設工事請負代金の中から負担するものとする。

3 工事担当者は、前項の費用負担を明確にするため、次により措置するものとする。

(1) 現場事務所、資材置場等設置のための土地賃貸借契約の賃貸料は共通仮設費(営繕費)に含まれているため、賃貸料は工事請負者が負担するよう、特記仕様書に明記するものとする。

(2) 工食用通路等設置のための土地賃貸借契約の賃貸料は共通仮設費(役務費)に適正に計上するとともに、賃貸料は工事請負者が負担するよう、特記仕様書に明記するものとする。

4 第1項各号の契約の締結は、仮設の目的となる工事請負契約の発注部局の所管とし、当該工事請負契約書とともに工事担当者が整理保管するものとする。

(仮設予定地の決定)

第3条 農地等に仮設の設置を予定する工事請負業者は、登記簿等資料の収集を十分に行い権利の把握に努めるとともに、当該工事の監督職員と事前協議を密にし、仮設予定地を決定しなければならない。

2 当該工事の監督職員は、前項に定める仮設予定地の決定に当たり、用地担当職員との事前協議に努めるものとする。

(納税猶予等対象農地等の使用禁止)

第4条 農地等が、租税特別措置法による納税猶予等の対象となっている場合は、仮設用地として使用してはならない。

(農地等の原状回復)

第5条 農地等に仮設の設置を行った工事請負業者は、農地等を返還するときは、必ず原状に回復しなければならない。

(農業委員会への報告)

第6条 第2条第1項に基づく契約書を取り交わしたときは、遅滞なく鹿沼市農業委員会事務局へその写しを提出しなければならない。

(準用)

第7条 第2条第1項各号に定める様式は、農地等以外の土地を仮設のために借り受ける場合に使用することを妨げない。この場合において、本要領第2条、第3条及び第5条中「農地等」を「農地等以外の土地」と読み替えるものとする。

(附則)

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

土地使用貸借契約書

貸主 と、借主 鹿沼市 とは、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

(貸借物件)

第1条 (貸主) は、その所有する次の土地(以下「貸借物件」という。)を乙に無償で貸し付け、鹿沼市は、これを借り受ける。

所 在
地 番
地 目
地 積

平方メートル

(用途)

第2条 貸借物件の使用目的は、鹿沼市が起業者として、請負業者が請け負った貸借物件近隣にて行う 工事のための 設置とする。

(契約期間)

第3条 使用貸借の期間は、平成 年 月 日から前条に定める使用目的が終了した日までの間とする。

(公租公課の負担)

第4条 (貸主) は、第1条に記載の土地にかかる公租公課を負担するものとする。

(貸借物件の譲渡時の措置)

第5条 (貸主) は、第3条に定める使用貸借の期間(以下「貸借期間」という。)中に貸借物件を第3者に譲渡しようとするときは、あらかじめ鹿沼市の同意を得たうえ、鹿沼市がこの契約と同一の条件で貸借物件を使用できるよう措置するものとする。

(貸借物件の返還)

第6条 鹿沼市は、貸借期間が満了したときは、貸借物件を現状に復し、(貸主) に返還しなければならない。

(契約の費用)

第7条 この契約の締結に要する費用は、鹿沼市が受注者 と契約した請負代金から、受注者 が負担するものとする。

(信義則)

第8条 (貸主) と鹿沼市の両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、(貸主) と鹿沼市とが協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、(貸主)と鹿沼市の両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

貸主

印

借主

栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市

市長

印

様式第2号(第2条関係)



土地賃貸借契約書

賃貸人 と、賃借人 鹿 沼 市 とは、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(貸借物件)

第2条 (賃借人) は、その所有する次の土地(以下「貸借物件」という。)を鹿沼市に賃貸する。

所 在
地 番
地 目
地 積

平方メートル

(賃貸料)

第2条 (賃借人) は、貸借物件を金 円で賃貸する。
2 賃貸料は、鹿沼市が請負業者 と契約した請負代金から、請負業者が負担するものとする。

(用途)

第3条 貸借物件の使用目的は、鹿沼市が起業者として、請負業者 が請け負った貸借物件近隣にて行う 工事のため
の

の設置とする。

(契約期間)

第4条 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(公租公課の負担)

第5条 (賃借人) は、第1条に記載の土地にかかる公租公課を負担するものとする。

(契約の費用)

第6条 この契約の締結に要する費用は、鹿沼市が請負業者 と契約した請負代金から、請負業者 が負担するものとする。

(貸借物件の返還)

第7条 鹿沼市は、貸借期間が満了したときは、貸借物件を現状に復し、(賃借人) に返還しなければならない。

(信義則)

第8条 (賃借人) と鹿沼市両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、(賃借人) と鹿沼市とが協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、賃貸人と賃借人双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

賃貸人

印

賃借人

栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長

